

# サイバーセキュリティセミナー中級コンテンツ開発業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の目的

情報通信技術の発達や社会のデジタル化の進展により企業におけるサイバー空間の活用が進む一方で、ランサムウェアや不正アクセスによる情報流出等、企業のシステムを狙うサイバー攻撃件数は高止まりの状況にあり、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いている。

こうした情勢を踏まえ、県警では県内中小企業を対象としたサイバーセキュリティセミナーを実施しており、サイバー空間の脅威に対する知識向上を目的とした体験型講習を実施しているが、サイバー攻撃対策としては、各事業者から被害情報やサイバー攻撃に関する痕跡情報を集約し、サイバー攻撃に関する分析を加えた上で、県内事業者へフィードバックする必要がある。

事業者からの通報・相談は、捜査の端緒となるだけでなく、サイバー空間をめぐる情勢の変化を把握する観点からも重要であることから、警察への通報・相談が適切になされるよう、自習型コンテンツを用いた対処能力の向上を目的とした教養を実施することで滋賀県のサイバーセキュリティ対策を推進するものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

サイバーセキュリティセミナー中級コンテンツ開発業務委託

### (2) 業務内容等

サイバーセキュリティセミナー中級コンテンツ開発業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月27日まで

※なお、開発期間については別途協議を行うことができるものとする。

### (4) 予定価格

2,343,000円 ※消費税および地方消費税を含む

## 3 参加資格

本件プロポーザルに参加を希望する者(以下、「参加者」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】次のいずれかが営業種目に登録されていること

- ・大分類：役務 中分類：情報処理
- ・大分類：役務 中分類：デザイン

- ・大分類：役務 中分類：その他の役務の提供

【地域要件】県内に本店を有する者または県外に本店を有する者のうち、県内に受任営業所のある者なお、新たにプロポーザルに参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314

#### 4 実施日程

公募開始	令和7年(2025年)12月5日(金)
質問受付期限	令和7年(2025年)12月16日(火)
参加申込書提出期限	令和7年(2025年)12月25日(木)
企画提案書提出期限	令和8年(2026年)1月15日(木)
プレゼンテーションおよび審査会	令和8年(2026年)1月19日(月)
審査結果通知	令和8年(2026年)1月下旬頃予定

#### 5 説明会

説明会は開催しない

#### 6 質問の受付および回答

##### (1) 質問受付期限

令和7年12月16日(火)午後1時まで

##### (2) 質問方法

電子メール(任意様式)により、下記「12 問合せ先」に提出すること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

電子メールの表題は「【サイバーセキュリティセミナー中級コンテンツ開発業務委託に係る質問：事業者名〇〇】」とし、送信後は電話で電子メールの着信を確認すること。

##### (3) 回答方法

質問受付期限までに提出された質問を全てまとめ、令和7年12月19日(金)を目途に県警ホームページにて質問および回答内容を掲載する。

#### 7 参加申込書等の提出

参加者は、あらかじめ、次のとおり本件プロポーザルに係る参加申込書(様式1)に事業計画書(様式2)および機器・役務リスト(別紙)を添えて提出すること。参加申込がない場合は、企画提案書等を受け付けない。

##### (1) 提出期限

令和7年12月25日(木)午後5時まで

##### (2) 提出部数

1部

##### (3) 提出方法

郵送または持参

郵送の場合は、簡易書留郵便により郵送するとともに、書類を郵送した旨を電話で連絡す

ること。提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

持参の場合は、土曜日、日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

(4) 提出先

下記「12 問合せ先」のとおり。

## 8 企画提案書等の提出

参加者は、以下のとおり書類を作成し、提出すること。なお、1 社につき 1 提案とする。

(1) 提出書類

別紙 1 「企画提案書等作成要領」に記載のとおり

(2) 提出期限

令和 8 年 1 月 15 日(木)午後 5 時まで

(3) 提出方法

郵送または持参

郵送の場合は、簡易書留郵便により郵送するとともに、書類を郵送した旨を電話で連絡すること。提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

(4) 提出先

下記「12 問合せ先」のとおり。

(5) 提出書類および提出部数

ア 企画提案書(作成要領は別途定める)	8 部
(企画提案書の内容を PDF 形式で保存した CD 又は DVD 1 枚を併せて提出すること)	
イ 企画提案書の概要版	8 部
ウ 価格等提案表	1 部
エ 前期ウの価格提案に係る委託業務見積書(様式自由)、その他の根拠資料	1 部
オ 別紙、サイバーセキュリティセミナー中級コンテンツ開発業務委託選考実施要領内の「社会政策面の業者の取り組み状況」についての根拠資料	1 部

## 9 辞退について

プロポーザル申込書提出後、参加を辞退する場合は、プロポーザル辞退書(様式 3)をプレゼンテーション開催日前日までに提出すること。

## 10 審査について

(1) 審査概要

担当部署が設置する審査会において、提出された企画提案書およびプレゼンテーションに基づき審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者として選定するが、最高得点が複数あった場合は、最も価格が低いものとする。

ただし、総合点が満点の 6 割未満の場合は、契約予定者として選定しない。

(2) 審査方法

別紙、サイバーセキュリティセミナー中級コンテンツ開発業務委託選考実施要領に基づいて審査し、最も優れた企画を提案した者を契約締結交渉の相手方として選定する。

(3) プrezentation および審査会の開催日時等

ア 開催日時 令和 8 年 1 月 19 日(月)

イ 開催場所 滋賀県警察本部 4 階 生活安全部会議室  
ウ 実施方法 参加者は事前に提出した企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを行う。1 提案者あたりのプレゼンテーションの時間は 30 分程度(説明 20 分、質疑応答 10 分)を予定する。※出席人数は 1 社あたり 3 名までとする。

エ 詳細な日時は企画提案者に別途通知する。また、場合により、プレゼンテーションを中止またはその内容を変更することがある。

オ プロジェクター、スクリーン以外の機材は提案者において用意すること。

(4) プrezentationの開催要領

ア プrezentationの順番については、原則として申込書の受付日時順とする。それぞれ開始時刻及び待機場所等については別途通知する。

イ プrezentationは企画提案書により行うこと

ウ プrezentationでは、実際の操作方法及び画面構成などについて、説明を確実に行うこと

エ プrezentationの場で、提案の範囲内でプレゼンテーション用に作成した資料を配布することは差支えない。

(5) 審査結果の通知

審査結果については提案者全員に後日書面で通知する。

(6) その他

企画提案書等に記載された事項は基本仕様書と併せて契約時の仕様書とする。ただし、本業務の目的達成のため、参加者と県警との協議により、契約時に項目の追加や訂正、削除を行うことがある。協議により決定した業務委託仕様書に基づき見積書徴取を行い、委託契約を締結する。

審査・選考結果に関する質問には応じられない。

## 11 その他

(1) 提案に要する経費

このプロポーザル参加にかかる報酬はない。すべて各事業者の負担とする。

(2) 提出書類について

- 提出されたすべての書類は返却しない。なお、本プロポーザルにかかる審査以外には使用しない。
- 提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な条件をすべて満たしていない場合、虚偽の記載をした場合には、失格とする。
- 企画提案書等を受理した後は、企画提案書等の加筆、訂正、差し替え等は原則として認めない。

(3) その他

- 制作したコンテンツについては、この委託業務にかかる契約期間満了後についても、特に期限を定めず本県が行う周知・広報に使用するため、そのために必要な著作権使用料にかかる手続等について、企画提案を行う前に受託者においてこれを処理すること。また、これにかかる著作権使用料については今回の契約金額に含まれる。
- 既製のイラスト等を使用する場合には、プロポーザル用途についても、必ず承諾を取ってから行うこと。
- 採用した場合でも、本業務の達成のために、制作過程において両者協議の上、その内容を変更する場合がある。
- この委託業務により制作した成果物は、委託業務完了後、仕様書「4 納品するもの、納期限」に

示す場所に納品すること。

## 12 問合せ先

〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号

滋賀県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課対策係 鈴木

TEL : 077-522-1231 / FAX : 077-525-7577 / E-mail : spc110@police.pref.shiga.jp